

## ひとり親家庭等就学金 現況届の提出について

ひとり親家庭等就学金の受給者は、毎年8月に『現況届』を提出する必要があります。現況届は、毎年8月1日現在の状況を記載し、引き続き就学金の受給資格があるか否かを確認するためのものです。受給者の方には、現況届を8月初めに送付します。**提出されないと、就学金を受給することができませんので、**

**ご注意ください。**

なお、現況届の記載内容に変更がある場合は、現況届とは別に提出していただく書類がありますので、該当される方は、受給者の印鑑（認印）を持参のうえ、現況届提出時に窓口で必ずお申し出ください。

**1 提出期限** 8月31日(木)

**2 提出先** 大安庁舎 こども家庭課または、各庁舎総合窓口課

**3 提出書類**

- ①ひとり親家庭等就学金現況届
- ②在学(園)証明書（高等学校以上の学校または市外の保育所、幼稚園、小中学校に在学(園)している児童がいる場合のみ）
- ③平成18年度所得証明（平成18年1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ）  
※平成18年1月1日の住所地の市区町村で取得してください。  
※必要な書類すべてを整えてから提出してください。

**4 現況届提出時に窓口で申し出ていただく事項**

- ①現況届に記載のない児童で、新たに就学した児童がある場合（「額改定認定請求書（様式第5号）」の提出が必要となります）
- ②現況届に記載のある児童で、卒業などにより支給対象児童ではなくなった場合、住所等に変更がある場合（「ひとり親家庭等就学金に関する届出書（様式第6号）」の提出が必要となります）



## 児童扶養手当 現況届の提出について

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に『現況届』を提出する必要があります。現況届は、毎年8月1日現在の状況を記載し、手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。対象者には、提出をしていた

だく書類を8月初めに送付しますので必要書類とともに期限までにご提出ください。

なお、現在、児童扶養手当を受給されていない方(支給停止中)もこの届け出が必要となります。

**※ 提出期限までに提出されないと、次回の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。**

**1 提出期限** 8月31日(木)

**2 提出先** 大安庁舎 こども家庭課または、各庁舎総合窓口課

**3 提出書類**

- ①児童扶養手当現況届
- ②現況届調書
- ③養育費に関する申告書 ※養育費がない場合でも提出必要
- ④前年度に交付された証書（手当受給中の方のみ）
- ⑤平成18年度所得証明（平成18年1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ）  
※平成18年1月1日の住所地の市区町村で取得してください。
- ⑥その他必要に応じて  
※必要な書類すべてを整えてから提出してください。

